システム開発委託契約書

　（委託者）○○○○（以下「甲」という。）と（受託者）○○○○（以下「乙」という。）は、ソフトウェア（以下、「本件ソフトウェア」という。）の開発業務に関し、次のとおり業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条　（目的）

甲は、自社の○○サービスの業務をシステム化し、コストを削減するために、同業務の作業フローに関するシステム開発を乙に委託することとし、乙がこれを承諾したため、本契約を締結する。

第２条　（委託業務）

甲は、乙に対して、以下の業務（以下「本件業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

①　業務の名称　　　○○システム開発業務

②　業務の内容　　　別紙のとおり

③　作業期間・納期　別紙のとおり

第３条　（委託料等）

１　本契約の委託料は、金○○円（消費税込）とする。

２　支払期限は、以下のとおりとする。

①　内金○○円　令和○年○月○日限り

②　①の残金　　本件ソフトウェアの納品後、○日以内

３　甲は、乙に対し、前二項の委託料を下記振込口座に振り込んで支払う（振込手数料は甲負担）。

○○銀行○○支店　　普通預金

口座番号　　○○○○○○

口座名義　　○○○○○○

４　本件業務の遂行に必要な費用は乙の負担とする。

第４条　（途中終了時の委託料）

本契約が解除その他の事由により途中で終了したときは、甲は乙に対して、終了時までに得られた成果に応じて以下の委託料を支払うものとする。

①　要件定義書を完成させた場合　　　　　○○円

②　外部設計を完成させた場合　　　　　　○○円

③　内部設計を完成させた場合　　　　　　○○円

④　プログラミング設計を完成させた場合　○○円

⑤　プログラム設計を完成させた場合　　　○○円

⑥　プログラムを完成させた場合　　　　　○○円

⑦　検収テストを終了させた場合　　　　　○○円

第５条　（報告）

乙は、本件業務の履行の状況に関して、甲からの請求があったときは、その状況につき直ちに報告しなければならない。

第６条　（検査）

１　甲は、本件ソフトウェアの納品後、１０日以内に本件ソフトウェアを検査し、乙に対して合格又は不合格の通知を行わなければならない。

２　甲は、前項の検査により本件ソフトウェアにつき契約の目的に適合しない箇所を発見したときは、直ちに乙に不合格の通知をしなければならない。不合格の通知がないまま前項の期間が経過したときは、本件ソフトウェアは検査に合格したものとみなす。

３　乙は、検査の結果、不合格とされた場合、本件ソフトウェアに必要な修正を行い、甲乙別途協議して定める期限までに再度納品することとする。この場合、甲は、乙に対し、納期延長による損害の賠償を請求することができる。

第７条　（本件ソフトウェアの所有権その他の権利）

１　乙が本契約に従い甲に納入した本件ソフトウェアの所有権は、本契約の委託料が完済された時期をもって、乙から甲に移転する。

２　乙が本件業務を遂行する過程で、特許権、その他の知的財産権及びノウハウに関する権利（以下、合わせて「知的財産権」という。）を伴う発明等を行った場合、係る知的財産権は、乙に帰属する。

３　乙が、本件ソフトウェアに、従前より有していた知的財産権又は前項に規定する知的財産権を利用した場合、甲は、本件ソフトウェアを自己利用するために必要な限りにおいて、無償で係る知的財産権を利用することができる。

４　納入物に関する著作権（著作権法第２７条及び第２８条の権利を含む。）は、乙に留保される。ただし、甲は、本件ソフトウェアの著作物の複製品を、著作権法第４７条の３の規定に基づいて複製、翻案することができる。

第８条　（通知義務）

甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対し、予めその旨を書面により通知しなければならない。

①　法人の名称又は商号を変更するとき

②　振込先指定口座を変更するとき

③　代表者を変更するとき

④　本店、主たる事業所の所在地又は住所を変更するとき

第９条　（再委託）

乙は、本件業務の全部又は一部を第三者に対し再委託することはできない。ただし、甲が書面による再委託の許可を事前にした場合はこの限りでない。

第１０条　（解除）

甲又は乙が以下の各号のいずれかに該当したときは、相手方は催告及び自己の債務の履行の提供をしないで直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、この場合でも損害賠償の請求を妨げない。

①　本契約の一つにでも違反したとき

②　監督官庁から営業停止又は営業免許もしくは営業登録の取消等の処分を受けたとき

③　差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続きが開始されたとき

④　破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続開始等の申立てがなされたとき

⑤　自ら振り出し又は引き受けた手形もしくは小切手が１回でも不渡りとなったとき、又は支払停止状態に至ったとき

⑥　合併による消滅、資本の減少、営業の廃止・変更又は解散決議がなされたとき

⑦　その他、支払能力の不安又は背信的行為の存在等、本契約を継続することが著しく困難な事情が生じたとき

第１１条　（守秘義務）

１　甲及び乙は、本契約期間中はもとより終了後も、本契約に基づき相手方から開示された情報を守秘し、第三者に開示してはならない。

２　前項の守秘義務は、前項の情報が以下のいずれかに該当する場合には適用しない。

①　公知の事実又は当事者の責に帰すべき事由によらずして公知となった事実

②　第三者から適法に取得した事実

③　開示の時点で保有していた事実

④　法令、政府機関、裁判所の命令により開示が義務付けられた事実

第１２条　（損害賠償責任）

甲又は乙は、解除、解約又は本契約に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、その損害の全て（弁護士費用及びその他の実費を含むが、これに限られない。）を賠償しなければならない。

第１３条　（遅延損害金）

甲が本契約に基づく金銭債務の支払いを遅延したときは、乙に対し、支払期日の翌日から支払済みに至るまで、年１４．６％（年３６５日日割計算）の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第１４条　（危険負担）

本件ソフトウェアの甲への納品前に、甲の責に帰さない事由により本件ソフトウェアに生じた滅失、毀損及び故障等の損害は、乙の負担とする。

第１５条　（品質保証期間）

乙は、甲に対して、本件ソフトウェアにつき、納品日から○年間、仕様書どおりの品質性能を有することを保証し、甲の過失によらない故障につき無償で修理を行う。

第１６条　（反社会的勢力の排除）

１　甲及び乙は、自己又は自己の役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。

①　反社会的勢力に自己の名義を利用させること

②　反社会的勢力が経営を実質的に支配していると認められる関係を有すること

２　甲又は乙は、前項の一つにでも違反することが判明したときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

３　本条の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

第１７条　（協議解決）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ解決する。

第１８条　（合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、訴額等に応じ、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

　本契約締結の証として、本契約書２通を作成し、甲乙相互に署名又は記名・捺印のうえ、各１通を保有することとする。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞